

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 三
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件)  
(森林整備課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方  
の決定 (警察本部会計課) 四
- 鳴瀬川野蒜事件審理の開始 (収用委員会) 五
- 宮城県公報第二六六二号 (平成二十七年六月二日付け) 中 (正 誤) 五

ページ

## 告 示

○宮城県告示第六百四十八号  
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通  
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇〇三一	バンビ・アイランド 船岡 柴田郡柴田町大字船 岡字神山前五十八	放課後等デイサ ービス	エーシーイー 株式会社	平成二十七年 五月一日
○四五三六〇〇四一	子ども広場 にこま くる南三陸 本吉郡南三陸町入谷 字鏡石四一	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人奏海の 社	平成二十七年 六月一日

○宮城県告示第六百四十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者  
手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年五月二十一日次の者を指定した。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
野口 健一	内科 リハビリテ ーション科	医療法人社団健育会石巻健育会 病院	石巻市大街道西三丁目三番二十 七号
菅原 長弘	整形外科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
國分 太貴	眼科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
齋藤 順子	内科	医療法人社団千葉医院	登米市迫町佐沼字天神前八十番 地
齋藤 揚三	整形外科	くりはら訪問クリニック	栗原市若柳字川北中町三十二番 五号



大島 武子	小 児 科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地
三浦 裕	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
安達みち子	内 科	石巻港湾病院	石巻市門脇町一丁目二番二十一号

○宮城県告示第六百五十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年六月十六日

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年六月十六日

○宮城県告示第六百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
石巻市中央一丁目六三番一八地先から同市門脇町三丁目九四番二地先まで	前	四・九	一三・八	六一九・八
	後	一一・〇	二〇・七	八九九・〇

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
セントケア訪問看護ステーション石巻あけぼの	石巻市茜平二一七	平成二十七年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	変更新後	名 称	所 在 地
有限会社フレンド薬局	フレンド薬局田尻		
大崎市田尻字太子堂一	大崎市田尻字太子堂一		

○県宮河南4期地区土地改良事業(農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画の変更)に当たり、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

一 縦覧に供する書類の名称  
 宮城河南4期地区土地改良事業（農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営  
 体育成型））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年六月十六日から平成二十七年七月十四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年七月十四日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八六一〇八二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etisg@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所及び石巻市河南総合支所で縦覧に供されませす。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませせんので、あらかじめ御了承願ひませす。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 森林病害虫等防除「伐倒駆除（仙台湾内）」業務（単  
 価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本  
 町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年四月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城中央森林組合 仙台市泉区市名坂字万吉前十九  
 番一号

五 落札金額 二万五千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
 七 入札の公告を行った日 平成二十七年四月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 森林病害虫等防除「伐倒駆除（東部管内）」業務一  
 式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本  
 町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年四月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五  
 番一号

五 落札金額 七千三百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年四月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 速度違反自動取締装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青  
 葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年六月五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京航空計器株式会社 東京都町田市小山ヶ  
 丘三丁目二番地六

五 契約金額 三千二十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政  
 令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一号及び地方自治法施行令（昭和二十  
 二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第四号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川河口部改修工事（右岸 宮城県東松島市野蒜字下沼地内から同市野蒜字立石地内まで）に係る土地収用事件（鳴瀬川野蒜事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十七年六月十六日

宮城県収用委員会

一 日時

平成二十七年七月六日（月）午後二時から

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 十一階 第二会議室

三 審理事項

右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 誤

○宮城県公報第二六六二号（平成二十七年六月二日付け）中

正

ページ	一	一	一
段	下	下	下
行	一八から	二一から	二二から
	前	前	前
	二	二	二
	四	四	四

  

平成二十七年七月一日	登米市石越	午前十時三十分から正午まで	石越総合支所車庫
七月一日	登米市中田	午後一時三十分から午後四時まで	宝江ふれあいセンター多目的ホール脇
同 七月六日	登米市豊里	午前十時三十分から正午まで	豊里公民館正面入口
同 七月六日	登米市津山	午後一時三十分から午後四時まで	津山老人福祉センター

「追保健センター入口」  
「南方総合支所車庫」

誤

平成二十七年七月一日	登米市中田・石越	午前十時三十分から午後三時まで	宝江ふれあいセンター駐車場
同 七月六日	登米市豊里・津山	午前十時三十分から午後三時まで	津山総合支所駐車場

「追体育館正面入口」  
「南方公民館駐車場」